	旧	新	摘要
名 称	立川基地跡地昭島地区地区計画	立川基地跡地昭島地区地区計画	変更なし
位 置※	立川市泉町及び上砂町一丁目各地内	立川市泉町及び上砂町一丁目各地内	変更なし
面 積※	約9.5ha	約9.5ha	変更なし
地区計画の目標	に囲まれた昭島市に隣接する地区であり、多摩地域の核として発展している核都市「立川」の一翼を担う立川基地跡地昭島地区の北東に位置する地区である。 多摩の拠点整備基本計画においては、核都市にふさわしい広域的な機能や、商業・業務機能の導入を進め、にぎわいと活気の創出を図り、隣接する国営昭和記念公園の緑を活用するとともに、公園や緑地を整備するなど環境や景観に配慮した質の高い都市空間の形成を図ることとしている。また、都市計画マスタープランにおいては、新清掃工場や地区公園の整備など新たなまちづくりの推進を位置付けている。 加えて、平成20年6月に、まちづくりの指針として本地区の土地利用計画をとりまとめており、その実現に向け、土地区画整理事業により計画的に市街化を図ることを基本としている。 このことから、本地区計画を策定することにより、核都市「立川」の整備エリアの複合市街地地区としてふさわしい、にぎわいと活気・交流の創出とあわせて、本地区においては公的な土地利用による、環境や景観に配慮した質の高い都市空間の形成を目指す。	地区画整理事業による計画的な市街化を図っており、本地区計画を 策定することにより、核都市「立川」の整備エリアの複合市街地地 区としてふさわしい、にぎわいと活気・交流の創出とあわせて、公 的な土地利用による、環境や景観に配慮した質の高い都市空間の形 成を目指す。	
区域の整備・開発及び土の	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ごみ焼却場を導入し、 <u>隣接区域と一体の敷地として</u> 緑化に努め、周辺環境に配慮した地区の形成を図る。	地区の名称変更・内容修正

		旧	新	摘要
区域の整備	地区施設の整備の方針	土地区画整理事業により道路、公園等の公共用地を適切に配置するとともに、国営昭和記念公園に隣接する地区として、緑豊かでゆとりある市街地形成を図るため、緑地等を配置する。 (1) 道路の整備方針安全で快適な歩行空間の創出や機能的なネットワークを形成するため、区画道路を設置する。 (2) 公園の整備方針国営昭和記念公園と調和し、市民に親しまれるうるおいややすらぎを与える空間を形成するため、公園を設置する。 (3) その他の公共空地の整備方針緑の拠点にふさわしい市街地を形成するため、環境緑地等の設置を積極的に推進する。	土地区画整理事業により道路、公園等の公共用地を適切に配置するとともに、国営昭和記念公園に隣接する地区として、緑豊かでゆとりある市街地形成を図るため、緑地等を配置する。 (1) 道路の整備方針安全で快適な歩行空間の創出や機能的なネットワークを形成するため、区画道路を設置する。 (2) 公園の整備方針国営昭和記念公園と調和し、市民に親しまれるうるおいややすらぎを与える空間を形成するため、公園を設置する。 (3) その他の公共空地の整備方針緑の拠点にふさわしい市街地を形成するため、環境緑地等の設置を積極的に推進する。	変更なし
・開発及び保全に関する方針	建築物等の整備の方針	周辺環境に配慮した魅力ある市街地形成を図るために、建築物等の整備の方針を次のように定める。 (1) 地区の特性にあった良好な街並みの形成を図るため、建築物等の用途の制限を定める。 (2) 敷地の細分化による建築物の建て詰まりを防止し、良好な市街地環境を形成するため、建築物の敷地面積の最低限度を定める。 (3) 河川沿いの歩行空間をゆとりあるものとし、魅力的な街並み景観を形成するため、壁面の位置の制限や壁面後退区域における工作物の設置の制限を定める。 (4) 周辺環境に配慮した良好な市街地景観を形成するため、建築物等の高さの最高限度を定める。 (5) 良好で統一感のある街並み景観を創出するため、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。 (6) 積極的な敷地内の緑化に努め、良好な周辺環境と調和した街並みの形成を図るため、建築物の緑化率の最低限度を定める。	街地環境を形成するため、建築物の敷地面積の最低限度を定める。 (3) 河川沿いの歩行空間をゆとりあるものとし、魅力的な街並み景観を形成するため、壁面の位置の制限や壁面後退区域における工作物の設置の制限を定める。 (4) 周辺環境に配慮した良好な市街地景観を形成するため、建築物等の高さの最高限度を定める。 (5) 良好で統一感のある街並み景観を創出するため、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。	変更なし

			IΒ							新					
	乜	立 置	立川市泉	見町及び上砂	町一丁目各	地内									削除
	Ī	面 積	約6.7	7 h a											削除
		種類	名称	幅員	延長	面積		備考	名称	幅員	延長	面積		備考	変更なし
		道路	<u>区画道路</u> 3号※	$5.5 \sim 12.2 \text{ m}$ $(5.5 \sim 19 \text{ m})$	約510m	_	()	新設 内は地区外を含めた全 体を表す	<u>区画道路</u> 3号 <u>※</u>	12m	約10m (約40m)	_		<u>既設</u> 内は昭島市域を含め 全体を表す	名称変更及び整備済みのため既設に変更
		坦珀	区画道路 4号※	1 2 m	約10m (約40m)	_	, ,	<u>新設</u> 内は昭島市域を含め ≧体を表す	<u>区画道路</u> <u>4 号※</u>	5.5~ 12.2m (5.5~ ~19m)	約510m	_	, ,	<u>既設</u> 内は地区外を含めた全 ≥表す	名称変更 及び整備 済みのた め既設に 変更
地区	地	公園	公園2号		_	約4.0ha		新設	公園2号	_		約4.0ha		新設	変更なし
画	地区施設の配置及び規模	その他の公共空地	<u>環境緑地</u> <u>4 号</u>	1 m	約305m	_	新設	環境緑地は、幅員の 最低限度を定め、より、 はないよっただし、公共・るためと市長が認め 得ないと はこの限りで はこの限りで ない。	<u>環境緑地</u> <u>5 号</u>	1 m	約305m	_	新	環境緑地は、幅員の 最低限度を定ないより 緑化する。ただしし 公共・公益施や記 を はこなめに は る は る は る る と り る る た だ り る た だ り る 。 た だ り る 。 た だ り る ら た う る た う る た う る た う と り る た う と り る と り る と り る と り る と り る と り る と ら と ら と ら と ら と ら と ら と ら と ら と ら と	名称変更

				旧			新		摘要
		地区の	名称	公的利用地区 <u>A</u>	公園利用地区	<u>公的利用B地区</u>	公的利用C地区	公園利用地区	地区の名 称変更・ 新規追加
		区分	面積	約1.6ha	約5.1ha	約2.8ha	約1.6ha	約5.1ha	地区面積 の新規 追加
			次に払	掲げる用途の建築物以外の建築物	- かは建築してはならない <u>。</u>	次に掲げる用途の建築物以外の建築物は建築してはならない。		はならない。_	地区の 新規追加
地区整備計画建築物等に関する事項	建築物等に関する	建築物等の用途の制限	(1)ごみ焼却場(2)前号の建築物に附属するもの(3)その他公益上やむを得ないと市長が認めるもの		(1) 公園施設、又は公園利用者 が使用する施設 (2) 前号の建築物に附属する もの (3) その他公益上やむを得な いと市長が認めるもの	(1) 地方公共団体が管理する運動施設内の公衆便所、更衣室及び管理事務所その他これらに類するもの (2) 河川法第3条第2項に規定する河川管理施設	(1) ごみ焼却場(2) 前号の建築物に 附属するもの(3) その他公益上や むを得ないと市 長が認めるもの	 (1) 公園施設、又は公園利用する施設、又はが使用する施築等のはいる。 (2) 前号の建する公益をののののののののののののののののを表がといるもの。 	地区の新規追加
	る事項	建築物の敷 地面積の 最低限度		1, 00	O m²		1, 0	地区の 新規追加	
		壁面の位置の制限	いる はこれ	面の位置の制限が定められて 数地において、建築物の外壁又 れに代わる柱の面の位置は、計 3 のとおりとする。	_	_	壁面の位置の制限 が定められている敷 地において、建築物 の外壁又はこれに代 わる柱の面の位置 は、計画図3のとお りとする。	_	地区の 新規追加

			旧		新					
			壁面後退区域においては、工作物を設置してはならない。ただし、公益上やむを得ないと市長が認めるものについてはこの限りでない。	_		壁面後退区域においては、工作物を設置してはならない。 ただし、公益上やむを得ないと市長が認めるものについてはこの限りでない。	_	地区の 新規追加		
		建築物等の高さの	建築物の高さの最高限度は次のと 施行令第2条第1項第6号ロ及びハレ		建築物の高さの最高限度は次のとおりとする。高さは、建築基準法 施行令第2条第1項第6号ロ及びハによる。					
		最高限度	3 0 m	1 0 m	<u>20 m</u>	3 0 m	1 0 m	新規追加		
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の 形態又は色 彩その他の 意匠の制限	建築物等の形態、色彩及び意匠は、 定めるところによる。	立川市景観計画の	建築物等の形態、色彩及び意匠は、立川市景観計画の 定めるところによる。			地区の 新規追加		
計画	守る事項	緑化率の 最低限度	敷地内における緑化率の最低限度は次の各号のいずれか小さい方とする。ただし、敷地の形態上又は土地利用上やむを得ないと市長が認める場合はこの限りでない。 (1) (敷地面積ー建築面積) × 0.30/敷地面積 (2) {敷地面積 (敷地面積×建蔽率×0.8)} ×0.30/敷地面積		=	敷地内における 緑化率の最低限ずれ。 緑化を号のいする。 大のない方とのでは、 大のでは、 大のでは、 大きででは、 大きで、 大きで、 大きで、 大きで、 大きで、 大きで、 大きで、 大きで		地区の新規追加		